

平成 24 年 8 月 3 日
独立行政法人国民生活センター

L & G の二次被害にご注意 －被害対策弁護士や裁判所からの本物と紛らわしい偽物の書面に注意して－

株式会社エル・アンド・ジー（以下、L & G）¹と契約していた消費者宛に L & G 被害対策弁護士を名乗り書面が送られているが信用できるかとの相談が国民生活センターや各地の消費生活センターに昨年 9 月ごろより寄せられ始め、今年の 6 月に入り、被害対策弁護団の弁護士をかたった書面が送られていることがわかり、以前に増して、悪質かつ巧妙化しているため、注意喚起を行う。

1. 主な相談事例

【事例 1】送られてきた書面が偽物だったケース

L & G に出資して、過去被害にあったことがある。最近、L & G 被害対策弁護士を名乗るところから返還作業が終了したとの書面が届いた。被害額が確定し、第一期の合計返還額は 411 万 8000 円だとある。着手費用が 23 万円で 6 月 24 日までに支払わないと返還が先延ばしになると書かれている。二次被害にご注意くださいという書面も同封されていた。信用できるか。

（2012 年 6 月受付 契約者：70 歳代 男性）

【事例 2】送られてきた書面が本物だったケース

以前、母は L & G に出資し、大損をした。ところが今回裁判所の封筒で破産管財人を名乗る弁護士名で破産管財人からのお願いと書かれた書面と破産債権届出書や債権届出期間及び債権調査期日の通知書が届いた。変な業者からの書面ではないか。信用できる弁護士か。

（2012 年 5 月受付 契約者：70 歳代 女性）

【事例 3】被害対策弁護士をかたる偽の書面と破産管財人からの本物の書面との両方が送られてきたケース

知人に誘われて L & G に出資したと思うがよく覚えていない。その後事業者の代表者が逮捕さ

¹ L&G は、当初寝具や健康食品等を販売していたが、2003 年頃から高利の配当をうたい、巨額の資金を集め、2007 年に破産手続開始決定を受けている。同社の元会長波和二については 2009 年組織犯罪処罰法違反で逮捕され、2012 年刑が確定している。

れ、倒産したと聞いたのでお金が戻ってくることはあきらめていた。最近裁判所から書面が届き、債権届用紙が同封されていた。この書面に必要事項を記入して送り返せと書いてあるが、信用できるか心配だ。金額は大した額ではないので危ないなら連絡しない。また別の被害対策弁護団からもFAXで、被害金の返還が進んでいないが、返還するには代理弁護士の返還申し立ての内容証明が必要なので、連絡しろと書いてある書面が届いた。これも信用していいかどうか不明なので、何もしていない。(2012年5月受付 契約者：70歳代 女性)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 現在、破産手続の途中であり、返還作業が完了したという事実はない(平成24年8月3日現在)

L&G及び波和二の破産手続については、現在その途中であり、管財人が破産手続の作業を行っている。そのため、返還作業が行われているという連絡が来ることはありえない(事例1)。一方、現在破産手続の途中であるため、本物の破産管財人から書面が送られるケースもある(事例2、3)ため、真偽の判断は慎重にすること。

(2) 依頼していないにもかかわらず、連絡を求める書面や電話が来ても連絡しない

返還金を受け取るためという理由で連絡や着手金を求める書面や電話が来ても、絶対に、連絡したりお金を支払ったりしないこと。事例3のように弁護団に依頼していないにもかかわらず、突然FAXで連絡が来ることはありえない。

(3) 不審な電話や書面が届いた場合は、まずは消費生活センターに相談すること

書面の中には、一部実在の弁護士名を記載したり、二次被害に注意を呼びかける書面を同封したりすることで、本物の被害対策弁護団や破産管財人を装うなど、手口が巧妙化している。不審な電話や書面が届いた場合は、自己判断せず、まずは依頼している弁護士または消費生活センターに相談すること。直接の問い合わせ先は下記のとおり。これ以外の連絡先には連絡しないこと。

問い合わせ先

・破産管財人 弁護士 福田 大助

破産者 株式会社エル・アンド・ジー及び波和二 破産管財人事務所

電話03-5449-7705または03-5449-7708

・L&G被害対策弁護団

電話03-3502-5100(火、木 10:00~17:00)

(2012年8月23日 弁護団事務所移転につき電話番号が変わりました。)

ホームページ：<http://www.ab.auone-net.jp/~lg-higai/>

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

参考資料

資料①本物

株式会社エル・アンド・ジーの破産事件に関する債権届出期間及び債権調査期日の通知書

資料②本物（平成 24 年 8 月発送予定）

破産者 波和二の破産事件に関する債権調査期日通知書

資料③、④、⑤偽物

事例 1 で実際に送られてきた L & G 被害対策弁護士及び千葉肇団長をかたった書面

資料⑥偽物

株式会社エル・アンド・ジー及び波和二の破産管財人である福田大助弁護士及び裁判所をかたった書面。東京地方裁判所民事第二部は L & G の担当ではなく、電話番号も偽物です。株式会社エル・アンド・ジー及び波和二破産管財人事務所の正しい電話番号 03-5449-7705、03-5449-7708 です。質問等があれば、こちらの番号に問い合わせてください。

①本物

債権届出期間及び債権調査期日の通知書

事 件 番 号 平成19年(ワ)第21795号(平成19年10月31日申立て)
破 産 者 株式会社エル・アンド・ジー(代表取締役 波 和二)
本 店 所 在 地 東京都新宿区新宿二丁目15番22号
開始決定日時 平成19年11月26日午前11時

1 上記の破産事件について、次のとおり債権届出期間及び債権調査期日を定めましたので通知します。

- (1) 破産債権届出期間 平成24年6月29日まで
- (2) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1丁目4番9号 My広尾ビル201号室
破産者 株式会社エル・アンド・ジー 破産管財人事務所
破産管財人 弁護士 福田 大 助 気付
平成19年(ワ)第21795号事件, 平成19年(ワ)第21796号事件書類受領事務担当

- (3) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所

日 時 平成24年9月19日午後1時30分
場 所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

東京地方裁判所民事第20部債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)

2 当裁判所は、本破産事件について、破産手続開始当初、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないとし(破産法31条2項)、その旨通知しました。

その後、破産管財人において、破産財団の調査を進めたところ、今般、配当の可能性が生じたので、改めて、破産債権届出期間等について通知します。

なお、破産債権届出書を提出される場合は、次のとおりとしてください。

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、上記1(2)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキス等で左綴りにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 破産債権の届出・手続の進行については破産管財人にお問い合わせください。

破産管財人 弁護士 福田 大 助 電話 03-5449-7705, 03-5449-7708

東京地方裁判所民事第20部 裁判所書記官 西 林 崇 之

②本物

債権調査期日通知書

事件番号 平成19年(ワ)第21796号(平成19年10月31日申立て)
破産者 波和二(昭和8年5月19日生)
開始決定日時 平成20年1月10日午後1時

1 上記の破産事件について、次のとおり債権調査期日を定めましたので通知します。

日時 平成24年9月19日午後1時30分

場所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

東京地方裁判所民事第20部債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)

上記期日は、財産状況報告集会と併せて実施します。

2(1) 当裁判所は、本破産事件(破産者波和二)について、破産者の財産で債権者に対する配当ができる見込みに至っていないため、これまで破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を定めていません(破産法31条2項)。上記債権調査期日では、株式会社エル・アンド・ジーの破産財団の形成のために、破産者株式会社エル・アンド・ジー破産管財人から届出されている破産者波和二に対する不当利得返還請求債権の調査のみを行う予定です。本破産事件について債権者に対する配当を実施するための手続ではありません。

(2) 破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきます。ただし、この場合でも、破産者株式会社エル・アンド・ジーに対する破産債権届出書を提出された方については、同届出書の提出をもって本破産事件の破産債権の届出があったものとして取り扱う予定ですので、改めて破産債権届出書を提出する必要はありません。

なお、住所等の連絡先を変更したときは届け出てください。

3 手続の進行等については破産管財人にお問い合わせください。

東京都渋谷区広尾1丁目4番9号 My広尾ビル201号室

破産者 波和二 破産管財人事務所

破産管財人 弁護士 福田 大 助

電話 03-5449-7705, 03-5449-7708

東京地方裁判所民事第20部 裁判所書記官 吉 井 篤

③偽物

L & G被害対策弁護士事務所

弁護士費用詳細報告書

債権者No. ■■■■■

債権者 ■■■■■ 様

弁護士活動費用	¥	150,000-
紙幣・書類作成費用	¥	15,000-
事務手数料	¥	5,000-
弁護士代行手数料	¥	70,000-

合計金額 ¥230,000-

着手費用の支払い期間を過ぎてしまうと今回の返還金が第二期に先延ばしになってしまいます。

着手金支払い期間 平成24年6月29日 金曜日まで

この詳細を見てご意見、ご要望がありましたらL & G被害対策弁護士事務所事務局のほうへご連絡ください。

L & G被害対策弁護士事務所 担当弁護士

加賀谷 武巳

④偽物

L&G 被害対策弁護団事務局

第一期 返還通知書

当局、L&G 被害対策弁護団は団長の千葉 肇氏を中心に東京都の弁護士を集め元株式会社 L&G 及びその他の関連会社が引き起こした疑似通貨『円天』による組織的投資詐欺で被害にあわれた方々約 5 万人のために元株式会社 L&G 代表取締役 波和二被告とその他の勧誘者ら数名を被害者への損害賠償金、被害金の返還の返還を求め 2007 年 10 月 14 日 TKP 虎ノ門ビジネスセンターカンファレンスルーム 2C にて弁護団説明会を開いたのち L&G 被害対策弁護団の今後の方針などを決めて東京地方裁判所にて元株式会社 L&G 等に対し集団提訴、損害賠償により勝訴という形で約 2 万人の方々の元に被害金の返還作業が完了しました。

この度、当局等は元株式会社 L&G の組織構成などを調べ上げ元株式会社 L&G をスポンサーに就け広告、PR などをおこなっていた某タレントや某演歌歌手なども損害賠償請求を視野に入れており被害者への被害金の返還はもちろんの事、被害者への罪の償いや反社会的影響を正すべく我々 L&G 被害対策弁護団が第二期集団提訴及び損害賠償請求をおこない勝訴しました。そしてこの勝ち取った損害賠償金を被害にあわれた貴方様に返還するためにこの返還通知書を送らせていただきました。返還作業の内容においては別紙に記載されている L&G 被害対策弁護団事務局の連絡先へご連絡してください。尚、当局 L&G 被害対策弁護団はボランティア団体とは異なりますので書類作成費用含み着手費用のみいただく形になりますが、ご連絡をいただいた際に詳しく説明させていただきます。また別紙に記載されている二次被害対策も必ずご覧になってください。

L&G 被害対策弁護団事務局 通知担当係り

長野 健斗

⑤偽物

L&G 被害対策弁護団事務局

〒102 - 0082

東京都千代田区六番町 3 - 11 - 7 マリコビル 4 階

三崎町市民法律事務所 L&G 被害対策弁護団

TEL03 - 4330 - 44■

受付時間 AM10 : 00 ~ PM5 : 00

定休日 (金、土、日)

L&G 被害対策弁護団

団長 千葉 肇

福団長 斎藤 文雄

同 小原 英治

事務局長 中塩屋 豊和

担当弁護士 加賀谷 武巳

⑥偽物

返還手続開始通知書

破産、債務者 株式会社L&G 社

債権者登録No. 1055

東京地方裁判所民事第二部(L&G社係)

書記官 田中 広志

弁護士 長野 茂樹

弁護士 中島 武士

管理部局長 西巻 優吾

管財人弁護士 福田 大助

〒100-8920

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4

裁判所合同庁舎民事第二部

TEL 03-4330-44

「東京地方裁判所民事第二部」

(受付時間 平日AM10:00~PM5:00 金土日休)

破産、債務者 「株式会社L&G」

※ 上記の者の債務に対し、返還手続開始が決定されたので、次の通りご通知します。

- 1, 返還手続開始日時 平成 24年 6月 29日
- 2, 破産管財人 弁護士 福田 大助
- 3, 担当弁護士 弁護士 中島 武士
- 4, 返還手続届出期間 平成 24年 7月 24日まで
- 5, 返還状況報告書類につきましては債権者に対し破産者の債務状況を再度、確認させていただいた後、送付させていただきます。
- 6, 破産者に対し債務を負担している者は、破産者に対し直接の返還請求をしてはならない。
- 7, 破産者の財産を所持している者は、破産者、第三者に対し債権者の所持する財産を、如何なる理由であれ譲渡してはならない。
- 8, 返還手続に関する着手費用、税金は如何なる理由であれ返還金からの差引は不可能とします、予めご了承ください。
- 9, 返還手続の進行、如何なる理由であれ手続を終えていない方は返還金を受け取る事はできません、返還手続開始前の事情に関する問い合わせ及び債権についての照会は担当弁護士までご連絡下さい。
- 10, 返還日時 平成 24年 7月 26日 (木)

管理部局長 西巻 優吾 管財人弁護士 福田 大助

<title>L&Gの二次被害にご注意 - 被害対策弁護士団や裁判所からの本物と紛らわしい偽物の書面に注意して - </title>